

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
上田 祐司(注)1.2.	東京都渋谷区渋谷2-11-12 パークノヴァ505	2,043 (160)	16.48 (1.29)
株式会社ベンチャー・リンク(注)1.	東京都台東区寿2-1-13	927	7.48
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号業務執行組合員ソフトバンクインベストメント株式会社(注)1.	東京都港区六本木1-6-1	900	7.26
小方 麻貴(注)1.3.	東京都渋谷区円山町18 - 2 - 501	819 (115)	6.62 (0.93)
遠藤 健治(注)1.4.	東京都港区南青山7-10-17-801	593 (115)	4.78 (0.93)
Tudor Proprietary Trading L.L.C (注)1.	1013 CENTRE ROAD WILMINGTON.DE U.S.A	592	4.77
株式会社パワードコム(注)1.	東京都港区港南2-16-1	500	4.03
サンブリッジ・テクノロジーファンド2002投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社サンブリッジ(注)1.	東京都渋谷区恵比寿1-19-19	500	4.03
住友商事株式会社(注)1.	東京都中央区晴海1-8-11	500	4.03
Joho Fund,Ltd(注)1.	c/o Goldman Sachs Cayman Trust2nd Floor.Harbor Centre P.O.BOX896 George Town.Grand Cayman Cayman Islands B.W.I	400	3.23
株式会社翔泳社	東京都新宿区舟町5	320	2.85
SMBCキャピタル5号投資事業組合業務執行組合員 SMBCキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-7-9 大手町建物日本橋ビル	300	2.42
ガイアックス従業員持株会	東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8F 株式会社ガイアックス内	235	1.90
上田 浩司(注)5.	大阪府茨木市	235 (77)	1.90 (0.62)
The Tudor BVI Global Portfolio Ltd.	c/o MAPLES AND CALDER UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET , P.O.BOX 309 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS BRITISH WEST INDIES.	212	1.71
株式会社ナムコ	東京都大田区多摩川2-8-5	200	1.61
住銀インベストメント7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SNBCキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-7-9 大手町建物日本橋ビル	160	1.29
株式会社東京アウトソーシング	東京都千代田区西神田1-3-6 神田土地建物ビル4F	144	1.16

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三口 聡之介(注)6.	滋賀県大津市	140	1.13
株式会社ネットエイジ	東京都渋谷区円山町23-2	133	1.07
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	133	1.07
速水 浩二(注)4.	神奈川県横浜市青葉区	132 (52)	1.06 (0.42)
吉井 秀三(注)7.	東京都渋谷区	114 (58)	0.92 (0.47)
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4-3	110	0.89
投資事業有限責任組合エムエイチシーシー アイティ忒千 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4-3	110	0.89
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	103	0.83
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	100	0.81
ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド3号業務執行組合員ソフトバンクインベストメント株式会社(注)1.	東京都港区六本木1-6-1	100	0.81
Joho Partners,L.P.	55 East 59 t h Street New York. NY 10022.U.S.A	100	0.81
VTホールディングス株式会社	愛知県東海市加木屋町陀々法師14-40	100	0.81
ガイアックス役員持株会	東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8F 株式会社ガイアックス内	82	0.66
アルファグループ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6ヒューマックスビル3F	80	0.65
MediaRing Ltd.	10Eunos Road 8#12-01 Singapore Post Centre Singapore 408600	80	0.65
佐別当 隆志(注)7.	神奈川県川崎市	66 (50)	0.53 (0.40)
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	60	0.48
酒井 靖昭(注)7.	東京都渋谷区	58 (50)	0.47 (0.40)
株式会社阪急モータープール(注)9.	大阪府茨木市双葉町3-5	54	0.44
福永 康紀(注)7.	神奈川県川崎市	53 (53)	0.43 (0.43)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小野 正人(注)11.	東京都港区	52 (12)	0.42 (0.10)
みずほ証券株式会社 (注)13.	東京都千代田区大手町1-5-1	50	0.40
上田 耕司(注)5.	大阪府茨木市	50	0.40
東井 尚生(注)10.	神奈川県横浜市青葉区	48	0.39
ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	40	0.32
SMBCキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-7-9 大手町建物日本橋ビル	40	0.32
LOH Eng Choon	Block 363.Hongang Ave 5.#10-280 Singapore 530363	40	0.32
KOH BOON HWEE	27Queen Astrid Park Singapore266832	40	0.32
小島 太郎(注)7.	東京都練馬区	34 (30)	0.27 (0.24)
志太 勤一	東京都渋谷区	30	0.24
藤堂 和幸(注)7.	千葉県浦安市	27 (27)	0.22 (0.22)
肥後 彰秀(注)7.	東京都世田谷区	27 (27)	0.22 (0.22)
村井 智健(注)7.	東京都目黒区	27 (27)	0.22 (0.22)
岡本 拓磨(注)7.	神奈川県横浜市	26 (26)	0.21 (0.21)
山田 真由美(注)7.	神奈川県川崎市	24 (24)	0.19 (0.19)
Natalia Davydova(注)7.	東京都世田谷区	24 (24)	0.19 (0.19)
黒田 和靖(注)7.	岐阜県岐阜市	24 (24)	0.19 (0.19)
福永 周太郎(注)7.	横浜市青葉区	23 (23)	0.19 (0.19)
大野 長八(注)8.	大阪府枚方市	22 (12)	0.18 (0.10)
Yoon heui-jin(注)12.	韓国ソウル市	21 (21)	0.17 (0.17)
岡田 健太郎(注)7.	東京都渋谷区	20 (20)	0.16 (0.16)
太原 正裕(注)11.	東京都板橋区	19 (4)	0.15 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鷲田 一美(注)7.	東京都中野区	17 (17)	0.14 (0.14)
Thilo Planz(注)7.	東京都北区	17 (17)	0.14 (0.14)
鴨志田 良和(注)6.	東京都板橋区	12	0.10
松田 健二(注)8.	大阪府堺市	12 (12)	0.10 (0.10)
岩垣 伸哉(注)8.	神戸市東灘区	12 (12)	0.10 (0.10)
日原 行隆(注)8.	東京都世田谷区	12 (12)	0.10 (0.10)
恩田 饒(注)8.	千葉県浦安市	12	0.10
磯崎 圭二(注)8.	埼玉県所沢市	12	0.10
許 賢(注)7.	東京都渋谷区	11 (11)	0.09 (0.09)
柳井 研(注)7.	東京都港区	11 (11)	0.09 (0.09)
松井 雄史(注)7.	神奈川県川崎市	9 (9)	0.07 (0.07)
木村 智浩(注)7.	東京都豊島区	7 (7)	0.06 (0.06)
須佐 宇司(注)7.	東京都世田谷区	7 (7)	0.06 (0.06)
江戸 浩樹(注)7.	東京都渋谷区	7 (7)	0.06 (0.06)
高島 さやか(注)7.	東京都世田谷区	7 (7)	0.06 (0.06)
山口 由紀子(注)7.	東京都世田谷区	7 (7)	0.06 (0.06)
岡崎 彰(注)11.	東京都西東京市	4 (4)	0.03 (0.03)
中島 裕(注)6.	神奈川県横浜市戸塚区	4	0.03
鳥居 晋太郎(注)6.	東京都墨田区	4	0.03
秋沢 崇夫(注)7.	東京都世田谷区	4 (4)	0.03 (0.03)
金山 淳子(注)7.	東京都文京区	4 (4)	0.03 (0.03)
Kim Hyung-jo(注)7.	韓国ソウル市	3 (3)	0.03 (0.03)
Kim Eui-su(注)7.	韓国ソウル市	3 (3)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Lee Yumi(注)7.	韓国ソウル市	3 (3)	0.03 (0.03)
Yoo Young-min(注)7.	韓国ソウル市	3 (3)	0.03 (0.03)
計	85名	12,400 (1,191)	100.00 (9.60)

(注)1.特別利害関係者等(大株主上位10名)

2.特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

3.特別利害関係者等(当社取締役副社長)

4.特別利害関係者等(当社取締役)

5.特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)

6.当社元従業員

7.当社従業員および子会社従業員

8.当社顧問

9.特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族により出資総数の過半数を所有されている会社)

10.当社元取締役

11.特別利害関係者等(当社監査役)

12.特別利害関係者等(子会社の役員)

13.特別利害関係者等(証券会社)

14.株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

15.所有株式数の()内は内数で、旧商法第280条ノ19、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に伴う潜在株式数及びその割合を記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 青山 裕 治
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 一 夫
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成14年6月1日から平成15年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成15年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 青山 裕 治
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 一 夫
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成16年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 青山 裕 治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 一 夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成16年6月1日から平成17年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成16年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 青山 裕 治
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 一 夫
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックスの平成15年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 青山 裕 治
関与社員

代表社員 公認会計士 鈴木 一 夫
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイックスの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイックスの平成16年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年6月8日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 青山 裕 治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 一 夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイアックスの平成16年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。